

県指定無形民俗文化財の指定について

県教育委員会は、令和5年3月20日（月曜日）付け公報において、「鍛冶屋鹿島踊り」（湯河原町）について、新たに県の無形民俗文化財に指定する旨の告示を行いました。

この告示により、神奈川県指定の無形民俗文化財は合計で29件となります。

[令和5年3月20日神奈川県公報告示]

鍛冶屋鹿島踊り

文化財の所在地 足柄下郡湯河原町鍛冶屋

保護団体名：鍛冶屋鹿島踊り保存会

文化財の概要

鹿島踊は、神奈川県西部から伊豆半島にかけての相模湾西岸に伝承されている民俗芸能で、一説には鹿島神宮由来の疫病退散等の踊りが起源であるとされている。

現在、神奈川県内で継承され、実施が確認されている5例の鹿島踊のうちのひとつである。湯河原町鍛冶屋に所在する五郎神社の例祭にて、例年4月第3土曜日、日曜日にかけて行われる。五郎神社境内のほか、複数の箇所でも踊るものである。円形の踊りと、方形（角型）踊りの2種類で構成される。

享和2年（1802）に五良大明神（現在の五郎神社）の祭礼に鹿島踊を奉納したことを示す「祭礼届」が現存し、文化元年（1804）、文化3年（1806）、文化4年（1807）、文化6年（1809）にも同様の届が出ていることから、1800年代の初めには鹿島踊が行われていたことは確実である。

その後、明治期以前に一度途絶えたものの、明治期末に復活した。以降は青年団を伝承母体として継承され、昭和35年（1960）から37年（1962）頃に中断、昭和47年（1972）の復活以降は鍛冶屋鹿島踊り保存会を結成して今日に至っている。

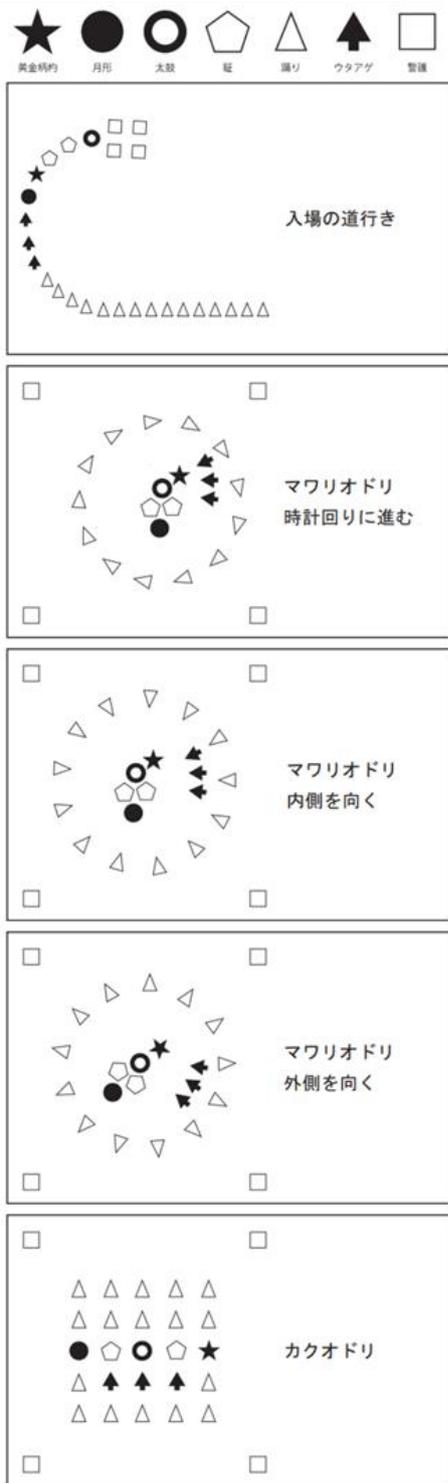
また、平成16年（2004）1月に湯河原町指定無形民俗文化財に指定されており、平成30年度より開始した神奈川県民俗芸能記録保存調査の第一弾として、「かながわの鹿島踊」の調査を開始し、「鍛冶屋鹿島踊り」についても調査が行われ、詳細が明らかになった。

五郎神社例祭では、五郎神社境内のほか、区長の家の前、神輿の安置してある場所や鍛冶屋会館など、複数の箇所で踊るものである。踊り手の衣装は、白張、白袴、白足袋であり、烏帽子をかぶる者もいる。円になって踊る「マワリオドリ」と、五行五列で踊る「カクオドリ」の2種類の踊りで構成される。（図1及び写真1～4を参照）

踊り手は一列になって入場し、円の隊形を作り、「マワリオドリ」から始まり、踊りの途中で「カクオドリ」に変化し踊りを終える。また、場所や踊る時間の長さによっては「カクオドリ」のみ踊る場合もある。踊の役としては、太鼓と鉦（かね）を持つ者がおり、これを「三役（さんやく）」という。太鼓は一名、鉦は二名である。三役は体を密接させて演奏する。マワリオドリの際は中央に、カクオドリの際は三列目に立つ。黄金柄杓、三日月※を持つ者と、三役を合わせて「道具持ち」と呼び、黄金柄杓と三日月は一名ずつで、三役のすぐ外側に立ち道具を振り上げながら踊る。道具持ちとソトオドリの間立ち歌を歌う役を「ウタアゲ」という。人数は二名から三名である。太鼓、鉦、三日月、黄金柄杓とウタアゲを囲むように円になって踊る踊り手を「ソトオドリ」という。「ウタアゲ」と「ソトオドリ」は、烏帽子をかぶり、水引を結んだ棒状の「ヘグシ」と「扇子」を持つ

て踊る。

ほかに「警護」の役がある。警護は四名で、踊りのサポートを行う。現在は鹿島踊経験者以外が大半で、区の役員が警護を担っている。「警護」は「ササラ」を持ち、踊りの場の四隅に立つ。
 ※黄金柄杓、三日月…黄金柄杓は色紙のついた大きな柄杓の形をしており、三日月は月の形をしている。どちらも鹿島踊に特有の採物（持ち物）。



鍛冶屋鹿島踊り隊形図



写真1 マワリオドリ1



写真2 マワリオドリ2



写真3 カクオドリ1



写真4 カクオドリ2

図1 鍛冶屋鹿島踊り隊形図